

検 証 す る べ き 課 題

1 平成30年7月豪雨における課題

○ 避難行動につながる避難勧告等の発令のあり方

避難勧告等の発令が避難行動につながらない

- ・ 避難指示・避難勧告の対象は約62万人であったが、実避難者数は4千人程度であった。
- ・ 緊急速報メールを見ても、危機感が伝わっていない。

避難勧告等の発令の範囲が不適切

- ・ 特別警報、土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されることから、一部市町村では、避難勧告等も一律に全域に発令している。

緊急速報メールが何通も届き、避難情報が読まれにくい

- ・ 緊急速報メールの文字数が限られており、複数の地域を対象とした避難場所等では分割して配信する必要があり、配信に手間がかかる。
- ・ 近隣の市町村あてのメールが届いてしまう。

避難勧告等を発令するタイミングが難しい

- ・ 一部市町村では、深夜に土砂災害警戒情報が発表されたが、外出することがかえって危険だと判断し、あえて避難勧告等を発令しなかった。
- ・ 京都府に特別警報が発令されるまで、一部地域ではほとんど降雨がなく、また予測雨量も多くなかったことから、避難指示（緊急）の発令が困難であった。

要配慮者の避難支援対策が不十分

- ・ 岡山県倉敷市真備地区における犠牲者の約9割が高齢者で、自宅での被災であった。

○ 避難場所の運営体制

- ・ 観光客（外国人を含む。）が避難する場合の対応が不十分。
- ・ 度重なる災害のため、避難場所・避難所を設置・運営する自治会が疲弊していた。

○ 交通遮断が予見される際の職員の動員体制

- ・ 災害拠点病院である京都中部総合医療センターでは道路の通行止めやJRの運休により医師が出勤できなかった。
- ・ 特別警報発表により職員動員体制を強化する必要性が生じたとき、深夜の参集により職員が被災するおそれがあったことから、実際の参集は翌朝とした。

○ ダム操作やダム放流時の情報提供のあり方

- ・ ダムの放流操作等の連絡が地元にも速やかに伝わらなかった。
- ・ 四国地方整備局において、被害の発生を踏まえて、ダムの洪水調節機能について検証がなされている。

○ **土砂災害対策**

- ・土砂災害により4名が死亡した。
- ・現在の土砂災害警戒システムでは予測が難しい土砂災害が見られた。
- ・河川防災情報や土砂災害警戒情報が府民に十分周知されていない。

○ **農業用ため池の対応**

- ・台風等接近時であっても、かんがい期には農業用水として一定の貯水量は不可欠であるものの、ため池の事前放流は洪水調整に有効であることから、府内約1,500箇所各ため池の所有者や管理主体の農家組合等に対し、豪雨前には「事前放流」を要請しているが、所有者、管理者の判断の目安は、それぞれの経験則に依っている。

2 台風第21号における課題

○ 大規模停電時の対応

停電の長期化、広域化

- ・関西電力(株)管内で延べ平成以降最大の停電が発生（最大約168万軒（9/4）、延べ約225万軒、京都府約17万4千軒）。
- ・一部山間部で停電が長期化し、すべての解消は9月20日。（このため、停電が長期化する地域に、関西電力(株)が発電機車の配備等を行った。）

府民や関係機関への情報提供が不十分

- ・関西電力(株)において、停電状況を把握するシステムが停止し、停電地域を的確に把握できず、また、ホームページに停電情報を表示できなかった。
- ・府民から関西電力(株)への問い合わせが殺到し、問い合わせ窓口で電話が繋がりにくくなったことから、府や市町村、警察に苦情や問い合わせが多数寄せられた。
- ・復旧作業や復旧の見通しが、対象地域の府民や事業者十分に示されなかった。（特に交差点の警察官配置や上下水道施設の自家発電機燃料調達等のため、復旧見通しが示される必要がある。）

重要施設の優先復旧と代替電源の確保の体制強化

- ・病院、警察署、市町村庁舎、上下水道施設、信号機等の人命救助活動や災害対応業務等に支障が生じた。（このため、関係部局等に急遽照会して優先対応すべき施設のリストを作成し、関西電力(株)に提示した。）

道路啓開の連携強化

- ・関西電力(株)と道路管理者の連携により効率的に倒木を処理することが必要。
- ・道路啓開作業に当たり、通信施設の基地局等を復旧させる大型の災害対策車両が通行できるよう留意が必要。

その他

- ・一部地区の配電ルートが単線であったことから、停電が長期化した。
- ・暴風による倒木に備えて、配電設備を強化する必要がある。
- ・通信施設の基地局が停電、バッテリー枯渇した際、隣接局によるカバー等により対応したが、一部地域では不通状態が長期化した。

○ 暴風に対する対応

<暴風による被害の発生>

- ・暴風による倒木等により、多くの道路が通行不能となった。
- ・屋根からの転落、突風により扉が閉まったことによる負傷、強風により窓ガラスが破損したことによる負傷等により府内で60名が負傷。

道路通行規制のあり方

- ・トラックの横転、バイク・自転車乗車中や歩行中の転倒、飛来物による負傷等により多くの府民が負傷。

農業被害への対応

- ・農家への農業技術情報の事前周知と指導を徹底しているが、これまでにない記録的な暴風により、被害が甚大化する傾向にある。

3 大阪府北部地震における課題

○ 帰宅困難者等に対する対策

出勤・帰宅困難者の時間帯別対応の基本ルールが不明確

- ・出勤途上での地震発生であり、大阪府では大量の出勤困難者が発生。
- ・長岡京市で約200人、大山崎町で22人の出勤困難者が発生。長岡京駅前等で避難所を設置。

帰宅困難者対応の迅速化

- ・京都駅では終電までには全員帰宅できたものの、50人程度が長時間に及んで滞留した。

○ 外国人旅行者への情報提供

- ・鉄道会社は、外国人旅行者に対して、一部では英語（手書き）により列車の運行状況について掲示していたものの、他の鉄道会社の運行状況や振替え輸送等の情報提供は行っていなかった。また、総合観光案内所の利用者には、一定の情報提供はされたが、案内所までたどりつけなかった旅行者への情報提供、宿泊施設への情報提供が不十分であった。

○ 家屋被害調査の効率化

- ・一部の市町村では家屋被害調査の体制が不十分であり、罹災証明書発行が長期化した。
- ・罹災証明書発行時の自己判定方式の採用等について事務処理が混乱した。

○ 施設所有者や家庭における地震対策

ブロック塀等の耐震化

- ・大阪府で女兒が通学途中に学校のブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡した。
- ・住家のブロック塀や外壁の崩落により道路が通行止めとなった。

非構造部材の耐震化

- ・多数の公共施設等の非構造物（吊り天井、天井版等）が落下。特に、避難所施設の天井が破損し、一部、避難所として活用できなかった。

家具固定対策の普及

- ・家具の転倒、落下等により多数住民が負傷。大阪府では、男性が本棚の下敷きになって死亡した。

エレベーター内の閉じ込め

- ・停止したエレベーター内に一時的に閉じ込められた例があった。